

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人東北芸術工科大学
② 設置大学名称	東北芸術工科大学
③ 担当部署	法人企画広報課
④ 問合せ先	電話：023-627-2219 E-mail hojin@aga.tuad.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 24 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 24 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.tuad.ac.jp/about/disclosure-etc/governance-code/
⑧ 本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神は「大学設立の宣言」に集約され、入学式及び卒業式などの重要な式典にて朗読されるとともに、受験を希望する資料請求者にも印刷物として配付されており、学生・教職員に広く浸透しています。また、大学ホームページ（以下「HP」といいます。）にも掲出しており、広く社会に向けても発信しています。 https://www.tuad.ac.jp/about/concept/ この建学の精神に基づき本学の理念・教育方針が形成され、東北芸術工科大学学則（以下「学則」といいます。）第1条及び東北芸術工科大学大学院学則第1条等において教育目的として明示されています。
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の実質化	芸術学部、デザイン工学部それぞれが学びの道筋として3つのポリシーを定め、HP及び学修・学生生活サイトにて明示しています。それらの実質化を図るために、毎年度教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自己点検・評価を実施し、その結果をHPにて公表しています。また、「FD委員会」を設置し、教員の能力開発や授業方法の改善等に計画的かつ組織的に取り組んでいます。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	理事会業務委任規程第5条により大学の校務を学長に委任するとともに、組織規程に基づき副学長及び各種役職者とその役割について定め、組織的な教学体制を形成しています。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教学及び事務局の責任者が一体となって教学全般にわたる諸課題に柔軟かつ迅速に対応するための「学長会」を設置し、教職協働体制のもと、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を行っています。また「学生サポートセンター」(SSC)を設置し、教職員連携体制のもとで多様な学生への総合的な修学支援活動を展開しています。学生の進路指導については教務部長（教員）とキャリアセンター職員との連携により体系的かつきめ細かな指導を行っており、成果が表れています。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教員と事務職員等それぞれの職性に合わせた能力開発を計画的に行うとともに、教職協働体制を推進するために共通のテーマでの合同の研修も実施しています。教員、職員ともに目標管理手法による「ポートフォリオ制度」を導入しており、一人ひとりの年間目標の達成を目指すとともに、ポートフォリオに基づく上長との面談などを通じて自身の資質の向上を図るツールとして活用されています。

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	最新の中期的な計画は、「中期計画 2029」と題し、令和 6 (2024) 年 12 月に理事会で策定いたしました。 これまでの中期計画 (2020~2024) の達成状況を振り返るとともに、今後 10 年間の長期戦略 (~2034) を定め、「ありたい姿」に結実するために必要な施策を新たな中期的な計画として落とし込んでいます。 中期計画には KGI (Key Goal Indicator=重要目標達成指標) を定めることで進捗状況を可視化し、ステークホルダーによる理解促進を図ります。
実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画には KGI (Key Goal Indicator=重要目標達成指標) を定めることで進捗状況を可視化しています。また、財務状況とともに毎年度の事業報告に基づき理事会で確認し、その結果を HP にて公表することにより透明性のある法人・大学運営を行っています。

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神のもとに形成された本学の教育研究目的は、「人と自然を思いやる想像力と、社会を変革する創造力を身に付け、自らの意思で未来を切り拓くことができる人材の育成」としており、社会の要請に応える人材育成を行うという本学の方針を明示しています。 また、2 年に 1 度本学が主催している「山形ビエンナーレ」や夏季休業期間を活用した社会人向けクリエイティブ講座「夏芸大」の開催などを通じて時代の要請に応じた生涯学習の機会を創出し、地方都市の活性化の一端を担っています
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学では、産学連携相談窓口として地域連携推進課内に「共創デザイン室」を設置し、年間 100 件を超える学外からの相談に応じており、毎年約 50 件にのぼる研究プロジェクトを受託しています。 文化財保存修復研究センターでは地域の文化財の保存修復活動を展開しており、年間約 30 件の地域の文化財の修復プロジェクトなどを受託しています。 これらにより本学は、芸術・デザイン系大学という特色を活かして知の拠点としての役割を果たしています。

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学では「学生サポートセンター」(SSC) を設置し、教職員連携体制のもとで多様な学生への総合的な修学支援活動を展開しています。 教職員に関しては、教員公募におけるポジティブアクション並びに教職員の障害者雇用への取り組みなどを通じて多様性への対応に取り組んでいます。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	現在、事務局の管理職 11 名のうち女性は 6 名となっており、過半数を占めています。また、理事 10 名のうち女性が 1 名、評議員 13 名のうち女性が 3 名となっています。役員等への女性登用については、今後も候補者選定にあたっての目標として引き続き推進して参ります。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	建学の理念と地域特性に基づき、地域連携に資する人材および私学経営に資する人材に関して理事間で情報が共有され、選任が行われています。この考え方を踏まえ、理事については、評議員会において3~4名、理事会において6~8名（学長理事1名を含む）をそれぞれ選任することで、法人業務の執行とその監督機能が適切に機能する構成となっています。また、理事会が理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴くことによって選任過程の透明性の確保もなされています。
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	業務委任規程により理事会の決議事項を定めるとともに、その他の業務に関し理事長（大学等の校務・園務については学長・園長）に委任する旨を定めています。また、私立学校法及び寄附行為等の規定に基づき理事会へは監事が出席して意見を述べることとしており、これにより理事会運営の透明性を確保しています。 評議員会へは理事長及び監事が出席する旨を寄附行為で定めております。万が一理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会との決議が異なる場合、双方が合意に向けて審議を尽くすため、誠実に協議に臨むものと定めることで、理事会と評議員会との協働体制を確立させています。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	本学の教育研究活動並びに学生及び教職員の活躍を取り上げた地元紙に関する情報を定期的に提供しています。 また、オンラインや参考図書を活用して理事の研修機会の充実を図っています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事を選任にあたっては、寄附行為において「独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者」を評議員会で選任するものとしています。また、会計監査人については評議員会の決議により選任する際に公益社団法人日本監査役協会会計委員会で示されている実務指針に準拠した「調書」に基づき審査しており、いずれも選任過程の透明性が確保されています。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は、会計監査人との定期的な意見交換を実施しており、内部監査室との連携体制も整備されています。監査結果は理事会に報告され、必要に応じて改善提案がなされるなど、監事機能の実質化に努めています。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事による監査業務が円滑に行われるため、事務局法人企画広報課及び経理課がその支援を行っています。 また、本学の教育研究活動並びに学生及び教職員の活躍を取り上げた地元紙に関する情報を定期的に提供するとともに、事務担当者から文部科学省その他機関が開催する研修会等について適時に情報提供を行うことで監事の研修機会の充実に努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員には理事会で選任した学識経験者を5~7名充てるとともに、本法人の職員から評議員会で選任した者を3~4名、卒業生から評議員会で選任した者を2~3名選任することとしております。本法人の置かれている地域特性などに鑑み、寄附行為の定めにより「年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮」することで、選任過程の透明性の確保に努めています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明示しています。また、評議員会へは監事が出席して意見を述べることと規定することで、評議員会運営の透明性を確保しています。 さらに、関係理事が評議員会へ出席するとともに、万が一理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会との決議が異なる場合、双方が合意に向けて審議を尽くすため、誠実に協議に臨むものとしております。 これらにより、理事会と評議員会との協働体制が確立されています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	本学の教育研究活動並びに学生及び教職員の活躍を取り上げた地元紙に関する情報を定期的に提供しています。 また、関係機関等によるオンラインの映像コンテンツを活用するなどによって評議員の研修機会の充実に努めています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理規程を定めるとともに危機管理マニュアルを整備し、定期的に内容を更新しています。 また、震災、水災、感染症及びサイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）を策定し、関係部署間での意見交換等を通じて学内へ浸透させるための取り組みを進めています。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス基本規程を定めイントラネットにて教職員に共有するとともに、教職員総会等の場を活用して役員及び教職員の法令遵守に対する意識啓発を行っています。また、内部通報体制の整備を図るために「内部公益通報の取扱いに関する規程」を定め、相談窓口が教職員に周知されています。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	財務書類等の閲覧等に関する規程を定め、学校法人の運営状況及び教育研究活動の取り組み状況については、HP において情報公開しています。また、積極的なプレスリリースや SNS を活用した情報の発信を行うことで連日地元紙において本学の様々な取組みが報道されており、多様なステークホルダーに対し常に情報発信がなされています。これらにより学校法人の運営状況及び教育研究活動の透明性が確保されており、社会からの理解・信頼につながっています。
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	教育研究活動に関する情報は、所定の方法により HP にて公表するほかに、日頃から各種 SNS を活用することで、誰にでもわかりやすく機動性のある発信を行っています。 財務情報は、文章による説明のほかグラフなどを活用することで、ステークホルダーが容易に理解できるように工夫しています。

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	